

母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請をされる方へ～手続きのご案内～

- 広島県の「母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業」について府中町では、事前相談と申請書類の受付を行っています。貸付を希望される方は、窓口でご相談のうえ、次の書類を子育て支援課に提出してください。（申請手続きのため印鑑並びに申請者、連帯借主及び連帯保証人の個人番号がわかる書類を持参してください。）

1. 「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」（申請書は、府中町子育て支援課でお渡しします。）
 - 記入前に申請書裏面の「記入上の注意」をよく読み、必要事項を漏れなく記入してください。
 - 「申請者氏名」、「連帯借主氏名」、「連帯保証人氏名」欄は、必ず**本人が署名・捺印してください。**
※「修学資金」など、子のための資金貸付を申請する場合は、子が「連帯借主」となります。
 - 連帯保証人には要件があります。（詳しくは「母子および寡婦・父子福祉資金貸付一覧」（A3）の裏面（◆連帯保証人）を参照してください。）
 - 「申請金額」は、各資金の貸付限度額のうち実際に必要な額に限られます。
 - 償還期間は、1回あたりの償還額が3,000円以上となるように算出してください。
2. 添付書類
 - (1) 申請者に関する書類
 - ① 戸籍謄本
 - ② 住民票（個人番号の記載なし、本籍地及び世帯全員の記載があるものに限る）
 - ③ 市町村住民税課税証明書（収入額、所得金額、税額が明示されているものに限る）
 - ④ 同意書（様式第1号の2）
 - ⑤ 児童扶養手当証書（児童扶養手当を受給している方のみ）
 - ⑥ 申請者名義の通帳
 - ⑦ 印鑑登録証明書
 - (2) 連帯借主に関する書類
 - ① 住民票（申請者と同一の場合は省略可）
 - ② 市町村住民税課税証明書（連帯借主が申請者に扶養されている場合は不要）
 - ③ 同意書（様式第1号の2 申請者と同じものに連名で記入する）
 - (3) 連帯保証人に関する書類
 - ① 住民票（個人番号の記載なし、本籍地及び世帯全員の記載があるものに限る）
 - ② 市町村住民税課税証明書（収入額、所得金額、税額が明示されているものに限る）
 - ③ 同意書（様式第1号の3）
 - (4) 貸付資金ごとの書類（詳しくは「母子および寡婦・父子福祉資金貸付一覧」（A3）裏面を参照してください。）
 - (5) 申請金額に関する書類
 - 申請金額を確認できる書類（納付済みのものは貸付対象になりません。ただしやむを得ない事情がある場合は、「申立書」を提出してください。）

- 申請書提出後の流れは次のようになります。（以下は広島県が実施）。

- ① 県担当者との面接があります。申請者、連帯借主、保証人全員の出席が求められます。
- ② 申請書類及び面接結果をもとに、貸付の可否が審査会で審査されます。
- ③ 審査結果が申請者に通知されます。（不承認の場合も通知が送付されます。）
- ④ 貸付決定後、「借用書」・「口座振替依頼書」などの提出が必要です。
- ⑤ 貸付金が振り込まれます（一括もしくは3ヶ月ごと）。
- ⑥ 貸付終了後、据置期間を経て償還が始まります。※各期間は、「母子及び寡婦・父子福祉資金貸付一覧表」を参照

